

論文

ロールズの政治的リベラリズムとマリオ・クオモの演説

—ロールズはなぜカトリックの中絶問題に言及したのか—

池端 祐一朗*

The Political Liberalism of John Rawls and the Speech of Mario Cuomo

Why did John Rawls mention the Catholic Abortion Issues

IKEHATA Yuichiro

論文要旨

哲学者ジョン・ロールズは論文「公共的理性の理念・再考」において、公共的理性を論じる際に、信仰のある人や現実の統治権者であっても、彼の論じる公共的理性が実践可能であると主張をし、その例として、元ニューヨーク州知事でカトリック信徒のマリオ・クオモの演説を参照するよう記した。しかしロールズは、その演説の何をもって参照する価値があるとしたのかは示さなかった。

本稿は、その参照する価値がどこにあるのかを明らかにするために①ロールズとクオモの違い、②ロールズの主張する公共的理性及び重なり合うコンセンサスとクオモの主張の類似性、そして③ロールズの宗教観について検討したものである。

キーワード 公共的理性、重なり合うコンセンサス、公共道徳、多元主義

Abstract

Philosopher John Rawls, in his essay, “The Idea of Public Reason Revisited,” argues that when discussing public reason, it is possible that even a person of faith or an actual ruler could put his public reason into practice. As an example, he directed them to refer to the speech of former Governor, Catholic Mario Cuomo. However, Rawls was only a reference and did not indicate what made Cuomo worthy of reference.

Thus, this study clarifies Rawls' worthiness by examining the difference between Rawls and Cuomo, the similarities Rawls' ideas and Cuomo's claims, and Rawls' view of religion.

Keywords: Public Reason, Overlapping Consensus, Public Moral, Pluralism

* 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程 ; yuichiro.ikehata@gmail.com

はじめに

2022年6月24日、アメリカの連邦最高裁判所は、憲法は中絶をする権利を付与しておらず、権利を付与する権限については人民の選んだ代表と国民に委ねるとした。この判決は、中絶を合法とした1973年のロウ対ウェイド判決を覆すものとして、大きく報じられた。それを受けて大統領のジョセフ・バイデンは、中絶が禁止された州の女性が中絶をするために他の州に行く権利を擁護する発言をするなど⁽¹⁾、中絶を禁止する教えを説くカトリック信徒でありながらアメリカの大統領として中絶の選択権を擁護する一見すると矛盾するような立場を示した。

アメリカでは、中絶は様々な論争がなされ、多くの思想家たちもこの問題について論じてきた。そうしたものの多くは、中絶の是非を論じるものであるが、そうでないものも存在する。その「そうでないもの」の一つに、ジョン・ロールズの論稿「公共的理性の理念・再考」(1997)をあげることが出来る。ロールズの政治哲学について専門的に研究してきた田中将人は、著書『ロールズの政治哲学』の中で「政治的護教論」を考察するための事例として中絶を取り上げている。田中は、その理由として「ロールズが実際に考察を加えている貴重な事例」であるためだと述べている⁽²⁾。専門的に研究してきた田中が特記する程に珍しい事例なのである。しかし、田中は「貴重な事例」と指摘する一方で、参照指示された文献には触れることなく、自らの論を展開していく。さらには本邦のロールズと中絶に言及した研究のどれもが、この参照指示が何を意図したものであるのかの解釈をしていない。これは、ここで参照指示された2つの文献のどちらもが本邦で全く受容されておらず、背景を知らなければ受容が難しいことが影響しているものと思われる。

ジョン・ロールズは、20世紀のアメリカを代表する哲学者の一人である。彼は代表作『正義論』を含めたその著作の多くで、実際の事象や問題には触れない形で議論を展開してきた。その彼が珍しく実際に存在する形而下の問題に言及しているのが、カトリックの中絶問題と政治についての論点である。

ロールズは、「公共的理性の理念・再考」(1997)において、公共的理性

及び政治的リベラリズムと主要な宗教の関係を重視しており、第二バチカン公会議（1962-1965）以降のカトリックを含むそれらの宗教が彼の主張する立憲民主主義体制を指示し得ると確信していることを述べている⁽³⁾。その本文の中絶に触れた箇所⁽⁴⁾の註では、第二バチカン公会議の『信教の自由に関する宣言』（1965）の起草者でもあるイエズス会司祭ジョン・コートニー・マレーの著書と元ニューヨーク州知事マリオ・クオモの演説を参照するように指示をしている。

83 私が見ることが出来る範囲では、この観点は、ジョン・コートニー・マレー師が『我々が持っている真実——アメリカの命題に関するカトリックの考察』*We Hold These Truths: Catholic Reflections on the American Proposition*, pp.157-158 (Sheed and Ward 1960) において避妊に関して教会がとるべき態度として示した立場と同じである。同様に、『言葉以上のもの——マリオ・クオモ演説集』*More Than Words: The Speeches of Mario Cuomo*, pp.32-51 (St Martin's 1993) 所収の 1984 年のノートルダム大学での中絶に関するマリオ・クオモのレクチャーを見よ。これと前註に必然的に含まれる点の検討と明確化について、そして、マレー師の観点を私に紹介してくれたことについて、私はレスリー・グリフィンとポール・ワイスマンに借りがある⁽⁴⁾。

このロールズの指定箇所⁽⁵⁾で、マレーは、私的道德 *private morality* と公共道徳 *public morality* の区別をすること、そして避妊は私的道德であり政治力を行使して制限するものではないことを述べている⁽⁶⁾。マレーの著作で指定されたのは 2 ページのみである一方、クオモの演説は全文が指定されている。クオモのこの「レクチャー」は、1984 年の大統領選挙中にカトリックの大学のノートルダム大学でなされた演説である。当時、その大統領選挙で女性初の副大統領候補となった民主党所属でニューヨーク州選出の連邦議会下院議員ジラルディン・フェラーロが、中絶に反対する教えを説くカトリックの信徒でありながら中絶の選択権を擁護するプロチョイス政策を支持していたために、様々な批判を受けるなど、騒動が起こっていた（この騒動には、当時連邦議会上院議員であったバイデンも同じく民主党でカトリックのプロチョイス政治家として巻き込まれていた）。同じ民主党の政治家でカトリック信徒のニューヨーク州知事マリオ・クオモは、そのフ

エラーロを擁護するためにこの演説をした。そこでクオモは、私人としては中絶に反対であるが州知事（公人）としてそれを制度化して人民に強制するのにも反対であるという旨を示した。ロールズは、その演説の全文を指定したのである。

ロールズが自身の論とマレー及びクオモについて述べているのはこの註 83 の他には『政治的リベラリズム』の 1996 年ペーパーバック版の序論があり、註に全く同じ文が記載されている（これはペーパーバック版出版に合わせて追加された序論であるため『政治的リベラリズム』の本論ではカトリックの中絶問題については触れていない）⁶⁾。マレーについては指定範囲が短く検証するのに心もとない一方で、クオモについては演説全文であり検証可能な要素がふんだんにある。そのため本稿では、特にクオモの演説とロールズの主張の親和性について論じていく（この過程において、バイデン大統領がどうして一見矛盾したことを述べているのか、その思想の一端も明らかになるであろう）。そのために、まず①ロールズとクオモの立場及び主張の違い、そして両者を比較する理由を示し（第 1 節）、次いで②ロールズがカトリックの中絶問題について本論の中で言及した論稿「公共的理性の理念・再考」とクオモの演説における公私の区別の親和性（第 2 章）、そしてロールズの公共的理性に関する論でも重要な役割を果たす「重なり合うコンセンサス」とクオモの主張する公共道徳におけるコンセンサスの類似性（第 3 章）を検討する。さらに、③ロールズの宗教観の変化について確認をした上で、ロールズがなぜクオモとマレーの文献を参照するように示しているのか（第 4 章）を明らかにする。これらが明らかになることで、現実の事例を取り上げることが滅多にしないロールズが、カトリックの中絶問題について言及した理由が明らかになるであろう。

1. ロールズとクオモの違いと比較する理由

まず何よりも大きな違いは、クオモの演説がカトリック信徒でありニューヨーク州知事であるというクオモの実際に置かれた立場から論じられているのに対して、ロールズは原初状態における「当事者」という理念 *idea* を論じていることである。すなわち、クオモは形而下において論じている

のに対して、ロールズは形而上において論じているのである。

クオモは演説の最初の方で以下のようにこの演説における自らの立ち位置を示している。

私は神学者として話すのではありません。私にその適性はありません。私は哲学者として話すのでもありません。それとなく根拠のない自慢を述べて、その新記録を樹立しようとしたりするでしょう。その世界の存在論的感覚を除いて、私が「善」人の立場として話していると見なされることはありません。私の主要な信用証明は、私の〔この場所で〕従事している立場が、あなた方に諸問題に取り組むためにここに足を運ばせ、学びと討論をすることを強いる立場であるということです。

法律家としてのトレーニングと政治家としての実践によって、今の私があります。両方の職業は、私と同じ教派の人々を含む、多くの地域の人々に私をいぶかしく思わせました⁷⁾。

クオモはこの演説における自らの立場についてこのように述べることで、他の何者でもなく政治家として演説をするということを前置きで強調しようとしたのである。

一方で、ロールズは、原初状態を作り出す無知のベールやその無知のベールをかけられた「当事者」は理念上のものであると言及している⁸⁾。さらに中絶のような問題について以下のようにも述べている。

私は中絶それ自体の問題については議論しない。というのも、私の関心はこの問題にではなく、次のことを強調することにあるためである。すなわち、公共的理性の理想 *ideal* は常に見解の一般的な一致に至るべきであると政治的リベラリズムは主張しないし、そうならないことはこの理想の瑕疵ではないということである。市民は討論と論拠から学び、かつ利益を得るのであり、彼らの議論が公共的理性に従っているなら、合意に至ることができない場合でさえ、彼らは社会の政治文化を教導し、お互いについての自らの理解を深めているのである⁹⁾。

このようにロールズは中絶が見解の一致に至らない問題であり、全員の一

致を念頭とする彼の論じている理念には一見不都合に見えるものであることを指摘している。その上で、彼の論じる公共的理性の理想は全ての問題で一致する見解を示す必要はなく、一致しない問題でもその公共的理性に従うなら理解をしていけると主張しているのである。そして、こうした主張をする上記の引用段落の直前の文章でロールズはカトリックの例を取り上げて以下のように述べる。

ローマ・カトリック信徒が中絶の権利を承諾する決定を拒絶するかもしれないように、正統な裁決を拒絶する人も、もちろんいるだろう。彼らは、それを否定するための公共的理性における論を提示するかもしれないし、過半数の獲得には至らないかもしれない。しかし、彼ら自身が中絶の権利を行使する必要はない。正統な政治制度と公共的理性に従って制定される正統な法に属するような権利を、彼らは承認することが出来るのだから、力づく *force* でそれに抵抗する *resist* ことは出来ない。力づくの抵抗 *forceful resistance* は理に適っていない。なぜなら、理に適っていないとは言えない公共的理性に従う他のマジョリティの市民たちが受容しない彼らの自身の包括的な教説を力づくで *by force* 課そうと企てることを、それは意味するだろうためである。確かに、カトリック信徒が、公共的理性に従って、中絶の権利に反論し続けるかもしれない。理由付けが一度きりで終わらないのは、如何なる形態の理由付けにおいても同様である。その上、カトリック教会の非公共的理性がその成員にその教説に従う必要があるとすることは、彼らが同様に公共的理性を尊重することと完全に整合性がとれている⁽¹⁰⁾。

本稿において、この引用で一番重要なことは、ロールズがこの文章につけた註で「1984 年のノートルダム大学での中絶についてのマリオ・クオモのレクチャーも見よ」⁽¹¹⁾と述べていることである。カトリックの中絶問題を巡って騒動となっていた 1984 年の大統領選戦中に行なわれたクオモの演説が中絶の権利を否定するものではないことを踏まえると、ロールズは、自身の論を補強するために註で言及していると見ていいだろう。さらにクオモと併せて確認するように指示しているマレーの文献は他の研究者からロールズに紹介されたことが述べられているが、クオモにはない⁽¹²⁾。このことから、ロールズはクオモの演説を（いつから知っていたのかを判別す

るものは発見できていないが、少なくとも 1996 年のペーパーバック版の序論を書いた時には) 既に知っていたということが分かる。

まさにこの点にこそ、クオモの演説とロールズの論を比較する価値を見出すことができる。何よりもまず、ロールズの指摘は「マリオ・クオモのレクチャーも見よ」のみであり、クオモの演説の内容を知らなければ、どうしてクオモの演説を見るよう指示されているのか判別できない。そのため、ロールズがどう評価しているのかは、実際に比較検討する必要がある。結論を先取りすれば、本稿はロールズがクオモの演説を好意的に評価していると理解することになる。当時のロールズは私的にも公的にも非宗教的な立場から論じており、その論は形而上のものであるのに対して、クオモは、私的には敬虔なカトリック信徒であり、公的にはリベラルな政治家であり、その演説は形而下のもの（いちカトリック政治家としての所信表明のような内容）である。そのため、両者の論の違いはいくらでも論じることができるだろう。そうであるにもかかわらず、ロールズは好意的に評価していると言えるだけの共通点や似通った点があるのである。以下では、そうした点を確認していくこととしよう。

2. 公共的理性の理念

まず、ロールズがカトリックの中絶問題について本文中で論じ、クオモの演説について註で言及した「公共的理性の理念・再考」から確認していこう。

ロールズは、生前に『政治的リベラリズム』の改訂にあたって担当編集者に宛てた手紙（1998 年 7 月 14 日付）の中で、「公共的理性の理念・再考」の考えのほとんど全てが随所に盛り込まれていると述べている（ロールズはこの改訂版を完成させる前に逝去（2002 年 11 月 24 日）し、この手紙とともにこの論稿が盛り込まれた「拡大増補版」が出版された）⁽¹³⁾。この「公共的理性の理念・再考」についての手紙の中で、ロールズは、宗教について以下のように述べて政治的リベラリズムと宗教の関係を重視していることを述べている。

この論文は多くの新たな考えを含んでおり、公共的理性が果たす役割の本性を大幅に修正している。とりわけ、私は、公共的理性ならびに政治的リベラリズムと主要な宗教との関係を重視している。それらの宗教は教会や聖典の権威に基づいており、それゆえそれら自体はリベラルではない。にもかかわらず、原理主義を除けば、そうした宗教は立憲民主主義体制を支持し得ると私は確信している。このことはカトリック（第二バチカン公会議以降）に当てはまるし、プロテスタントやユダヤ教、イスラム教のそれぞれ多くの宗派に当てはまる。したがって、今日の現代世界において大いに議論されている問題に対して、公共的理性と政治的リベラリズムは考慮すべき関連性を有している⁽¹⁴⁾。

ロールズがあえて「第二バチカン公会議以降」としているのは、第二バチカン公会議で、マレーの起草した『信教の自由に関する宣言』が出されてカトリックの教説が信教の自由を非難するものから変わり⁽¹⁵⁾、『現代世界憲章』では「まず何よりも、文化がその固有の目的から離れて政治的または経済的権力に隷属することがないよう強調する必要がある」とされる⁽¹⁶⁾など、それまでよりも非カトリックと融和的な見解が示されていることに由来するであろう。そして、その第二バチカン公会議以降のカトリックの振る舞いから、第二バチカン公会議以降のカトリックは立憲民主主義体制を支持し得るとロールズは判断していたと考えることが出来る。

では、これらを踏まえて、「公共的理性の理念・再考」を確認していくこととしよう。まず、ロールズの述べるところの「公共的理性の理念」についてである。

私が理解する公共的理性の理念は、十分秩序だった *well ordered* 立憲民主主義社会という構想に属している。この理性の形式と内容——この理性が市民によって理解される仕方、そしてこの理性が市民の政治的な関係を解釈する仕方——は民主主義それ自体の理念の一部となっている。なぜなら、民主主義の基礎的な特徴は（穏当な *reasonable* 多元状態の事実）にあるからである。すなわち、相争う理に適った *reasonable* 包括的教説——宗教的、哲学的、道徳的教説——の多元性は自由な諸制度という民主主義の文化からの当然の帰結であるという事実にある。市民たちは自分たちの相容れない包括的教説に基づいては合

意に達することはできないし、相互理解に歩み寄ることさえできないことを実感している。このような事情に鑑みて、基底的な政治的諸問題が争点となっている場合には、どのような理由であれば互いに理に適った仕方でも話し合うことができるのかについて、市民は考察する必要がある。公共的理性において、真理や正しさの包括的教説は、市民としての市民に向けられた政治上の理に適った理念 *an idea of the politically reasonable* によって取って代わられるべきであると私は提案する⁽¹⁷⁾。

ロールズはこのように、宗教の教説のような包括的教説の中でも他の包括的教説と相容れないものは「政治上の理に適った理念」に置き換えられるべきだと主張する。すなわち、政治の領域での考察に限っては、この相容れないものに該当する中絶に関する（カトリックの教説を含む）諸々の包括的教説は、公共的理性をもって合理的だと考えられるものに置き換えられるべきだということである。さらに、ロールズは上記で引用した段落の直後の段落で、以下のようにも述べる。

公共的理性という理念の中核を成しているのは、その包括的教説が公共的理性と民主的な政治形態の本質的諸要素と相容れない場合を除いて、（宗教的であれ非宗教的であれ）いかなる包括的教説も批判しないし、攻撃しないということである。理に適った教説は、立憲民主主義体制と正統な法というこの体制に付随する理念を受け入れることが基本的な要件となっている。民主的な諸社会は、それらの内部で影響力があり活発な特有の教説において異なっているが——ヨーロッパの西欧民主主義国、アメリカ合衆国、イスラエル、そしてインドにおいてそうした教説は異なっているように——公共的理性についての適切な理念を見出すことは、すべての民主的な社会が直面する懸案事項となっている⁽¹⁸⁾。

この引用及び一つ前の引用は、クオモの演説に通じるところがある。実際、クオモは、「すべてのアメリカ人が我々の公共生活の一部としていくらかの宗教上の価値を受け入れ」、そのアメリカ人の「多くが抑圧や抑制から自由な彼らの宗教信仰を生きるためにわざわざここに来た祖先に由来しており」、「いち敬虔な人民 *a religious people*」であるとす一方、クオ

モを含むそれらの人々は「既成の教会によることなく、多くの事柄で異なる信条を持つ」とした上で⁽¹⁹⁾、以下のように述べる。

我々の公共道徳は、その上——我々がみんな *everyone* のために維持するモラル・スタンダード、我々の私生活の中で我々が要求することばかりでなく——正と悪のコンセンサスのとれた観点 *a consensus view right and wrong* に依拠します。宗教信条から引き出された諸価値は、コンセンサスによって、大きく広がる多元主義コミュニティにそれらが共有されることなしに公共道徳の一部として受容されることはないでしょう——そして、そうすべきではありません。

たまたま宗教上の価値であったその価値は、このコンセンサスの一部分としてのそれらの受容可能性を否定しません。しかし、どのみちそれは、そうした受容可能性を必要としません⁽²⁰⁾。

ここで、クオモが、公共道徳は多元主義コミュニティで共有されることで人々に受容されると主張していることを中心に、ロールズの公共的理性の理念と比較してみよう。

まず両者の共通点を確認してみよう。特に重要な共通点としては以下の二つがあげられるだろう。

- ① 両者とも、立憲民主主義体制かつ多元主義の社会における政治領域を前提としてその構成員たちが受容可能なものとして公共的理性／公共道徳を想定していること。
- ② 両者とも、〈包括的教説／宗教〉にも〈公共的理性／公共道徳〉における価値と一致するものがある可能性があることを否定しないし、〈包括的教説／宗教〉を〈公共的理性／公共道徳〉が無条件に否定するものでもないということ。

この二つはロールズとクオモの共通した狙いと言うことができるであろう。

一方で、大きな違いもあることをここで確認しておこう。ロールズは、中絶を拒絶するカトリック信徒がいると想定し、そうした具体的な問題は直接扱わないとする一方で、クオモは、まさにその中絶ですらも宗教上の価値を完全に放棄することなく一致した政治上の見解を有することが可能だと述べていることである。ロールズの公共的理性は、あくまで考察をする際の理念であって、そこから価値を導出するものである。一方で、クオ

モの公共道徳は、それ自身が価値の集合体として想定されているのである。クオモの主張を補足しよう。

極端に言うとも、それゆえに、我々の公務 *public affairs* の中に宗教上の価値を認めようと認めなかつたら、その問いは一つの回答をするにはあまりにも広すぎます。そうです *yes*、コンセンサスを通して、そしてアメリカ人の圧倒的多数をそれなりに反映しているこの国 *country* において、我々が我々の公共道徳を創造するのです。しかしながら *but no*、すべての宗教に基礎を置く価値は、我々の公共道徳の中にア・プリオリな場所 *place* がないというではありません。もし提案されていることが公共政策よりも私的裁量のままにしておかれる方が良いでしょうなら、そのコミュニティは決定しなければなりません。その提案が誰かの利益を終わらせるなら、それは自由を制限するかどうか。それが善い結果あるいは悪い結果を生み出すかどうか。全般的にはそれがコミュニティを助けるだろうか、それともコミュニティを分断するだけのものか⁽²¹⁾。

この引用と一つ前の引用を踏まえると、クオモは公共道徳を様々な既存の（ロールズの言うところの）包括的教説から諸価値を導出しつつ、コミュニティ全体で共有可能な独自の公共道徳を創造しようとしている。さらに、ロールズは現実の特定の社会を対象としていない一方で、クオモは現実に存在する一つの国家としての「アメリカ」を想定しつつ、その「アメリカ」に含まれるニューヨーク州も併せて想定している。ここに大きな違いがある。

ここで、併せて確認しておきたいのは、クオモは包括的教説に含まれる価値が本質的にどのようなものから導出されたものであるかは述べていないということである。一つ前の引用では「たまたま宗教上の価値であった」と述べていることや上記の引用の「ア・プリオリ」という表現などから、そのコミュニティに属する人物であれば受容し得る価値があるということは認めている。だが、それがどのようなものから導出されたのか（別々の要素から偶然一致した価値が導出されたのか、本性的に同一のものから導出されたのか）などまでは論じていない——そして、その時の彼の政治家としての演説の目的において、それは必要のないものであるために、周到に避けているようにも見える。

ここまで本稿は、①ロールズの公共的理性から導き出される諸価値はクオモの公共道徳に含まれる諸価値と同質あるいは近似のものであると言い得ること、その一方で、②ロールズは公共的理性の理念に関して特にその諸価値の導出方法を論じているのに対して、クオモはそこまで具体的な導出方法は論じていないことを確認してきた。次に、ロールズの「重なり合うコンセンサス」とクオモの公共道徳について比較してみよう。

3. 重なり合うコンセンサス

ロールズは 1987 年に「重なり合うコンセンサスの理念」と題された論稿を発表している。この重なり合うコンセンサスは、拡大増補版で「公共的理性の理念・再考」が所収されることになった『政治的リベラリズム』の随所でその要素が現れ、特に第 4 講義はまさに「重なり合うコンセンサスの理念」という題名が付けられ、特に注目して論じられてもいる。この重なり合うコンセンサスは、異なる包括的教説が同様のコンセンサスを導き出すというものであり、一見したところ 1984 年にクオモがノートルダム大学で実施した演説で提示した公共道徳に近い考え方のように思われる（本稿第 1 章で既に指摘した通り、ロールズはクオモの演説をいつかの時点で知っていたが、その時期を特定することはできていないために、この論稿「重なり合うコンセンサスの理念」にクオモの演説の何らかの影響があったとは断言できない）。本章では、前章のクオモの公共道徳についての考え方を念頭に置きながら、この二つを比較していく。ロールズは『政治的リベラリズム』の第 4 講義の冒頭で以下のように述べる。

ここでは、公正としての正義の秩序が十分にきわたった well ordered 民主主義社会が、その特徴である穏当な多元主義社会を前提としながら、どのように統一と安定を確立し、維持されるのだろうかを考察する。公正としての正義の秩序のきわたった民主的な社会では、一つの理に適った包括的教説が、社会統一の土台を確実なものとしたり、根本的な政治上の問いに関する公共的理性の内容を提供したりすることは出来ない。したがって、秩序のきわたった社会がどのように統一され、安定することが出来るのかを見るために、正義の政治

構想という理念と調和する政治的リベラリズムのもう一つの基本的な理念を、つまり理に適った複数の包括的教説の重なり合うコンセンサスの理念を導入することにする。そのようなコンセンサスにおいて、理に適った諸々の教説がそれぞれ独自の視点から、政治構想を是認する。社会統一は、この政治構想に関するひとつのコンセンサスに基づく。そして安定は、コンセンサスを形成している諸教説が社会の中で政治的に活動的な市民によって肯定される時、そして政治の必要条件は市民たちの社会的取り決めによって形成・促進されるような彼らの本質的利益とそこまで衝突しない時に可能となる⁽²²⁾。

ここでまず確認したいのは、ロールズは重なり合うコンセンサスを“an overlapping consensus”としており、“an”を使用していることである。複数の教説が独自の別々の観点から検討していても、検討結果が重なり合い、ある一つの（ロールズの主張するような）政治構想を是認することになるのである。さらにここで、ロールズの多元主義社会に対する認識を補足しよう。

「重なり合うコンセンサスの理念」の2年後の論稿「政治的かつ重なり合うコンセンサスの領域」（1989）において、ロールズは以下の5つの一般的事実が重要であると述べている。

- ① 現代の民主主義社会で見られる包括的な宗教的、哲学的、道徳的な教説の多様性は、民主主義の公共文化の永続的な特徴であり、それらがまだ存在しないとしてもそうした多様性の出現・持続・増加の可能性があるとということ⁽²³⁾。
- ② 国家権力の抑圧的使用によってのみ一つの包括的な宗教的、哲学的、道徳的の教説に対する共通の肯定を継続的に維持できること。共通の宗教信条を維持するのに異端審問が必要であったように、哲学や道徳の教説に基づいて団結した社会もそれを維持するために国家権力を必要とするだろうこと⁽²⁴⁾。
- ③ 永続的で安全な民主主義政権は、少なくとも政治的に活発な active 市民の相当多数によって自発的かつ自由に支持されなければならないということ。①の一般的事実と合わせて、立憲主義体制を正当化する公的基盤の役目を果たす正義の構想にとってそれは、大きな差異を、さらには相容れない教説さえも是認できるものでなければならないこと⁽²⁵⁾。

- ④ 適度に安定した民主主義社会の政治文化には、立憲政権に適した政治上の正義の構想を作り上げることが可能な直観的アイデアが含まれるということ⁽²⁶⁾。
- ⑤ 我々は、多くの最も重要な判断を、討議の後でさえ、良心的で完全に合理的な諸人格が彼らの理性の力をもってして全員が同じ結論に達するという極めつけにあり得ない条件に従って下すということ⁽²⁷⁾。

ロールズは、①と②の一般的事実が通常状態の人間の生において我々の理性を発揮する困難さの根源であると考えている。だが一方で、政治的討議は理に適った合意に達することを目的としており、その目的に適うように討議が行なわれるべきだと考えていることによる。さらに、我々が合理的であれば、(一)基本的な問いに関する譲歩困難で合意に至ることができない相違 *disagreement* を見出す心づもりはしており、(二)他者がある程度誠意をもって討議に参加しており、(三)意見の大きな相違を予期して、この多様性を民主主義社会の公共文化の正常な状態として受容するとすら考えている⁽²⁸⁾。このような整理をした上で彼は、この相違があることを容認可能な状態を目指していくのである。

特に③の一般的事実において、国民の相当数が自由に支持する政権の根底にある政治原則は、多様な包括的教説がそれぞれ独自の観点から支持できるものでなければならない⁽²⁹⁾。さらにロールズは、政治的リベラリズムを人間の生全体を捉えるものだと考えておらず、あくまで政治的な議論の構想であると考えている。実行可能な政治上の正義の構想は、5つの一般的事実を考慮して最も公正かつ適切な政治制度の性質で政治上の観点において構成される⁽³⁰⁾。

もしそれらの本質〔憲法の本質的事項〕に関する問いを解決するための諸原則及び諸価値の合理的枠組みを政治上の正義の構想が提供するなら——そして、これはその最低限の目的であらねばならない——、その時、包括的教説の多様性がそれを是認するだろう⁽³¹⁾。

これは、クオモの想定する公共道徳に似た論理構造をしているように見える。クオモの公共道徳も、多元主義社会の構成員それぞれが有する価値観から共通の価値を見出そうとしている。

一方で、我々はここで、ロールズは中絶の論点は包括的教説から異なる結論に至るということにも留意する必要がある。それは、ロールズが具体的な論点を避けて論じていることもあるが、既に確認したロールズのカトリックに関する記述を踏まえると、ロールズは第二バチカン公会議以降のカトリックが多元主義社会におけるこのコンセンサスに至る可能性を認めつつも、中絶に関する教説は現時点で至ってはいないと見ていただろう。

だが、ロールズは、クオモの演説を確認するように指示しているのである。ここで、「重なり合うコンセンサスの理念」の冒頭部分を確認してみよう。

政治哲学の狙いはそれが所在する社会に依拠する。立憲民主主義において、最も重要な狙いの一つが政治上の正義の概念を提供することである。政治及び社会の制度を正当化するために共有された公的基盤を提供するのみならず、ある世代から次の世代に安定を保証するのを助けることも可能な構想をである。今や、自己や集団の利益のみに基づく正当化の基盤は安定的なものとなり得ない。そのような基盤は、私が考えるに、巧みにデザインされた憲法（暫定協定 *modus vivendi*）によってマシなときでさえ、同時多発的な偶発的事象に依存するためである。必要とされるのは、民主主義体制の政治上のアイデア及び価値を原則的に統制及び秩序し得る正義の政治上の統御の構想、a *regulative political conception*、従って憲法が達成すべき狙いとそれを尊重しなければならない限度を明記している概念である。その上、この政治上の構想は、重なり合うコンセンサス、つまり、正義の基準がその政治上の構想そのものであるところで、程度の差はあれども公正な立憲民主体制の中で何世代にもわたって栄えるような宗教、哲学、諸々の政治上対抗する教説によって肯定されるコンセンサスである⁽³²⁾。

ここで、前章でも確認したクオモの演説内容と重なり合うコンセンサスについて共通しているものは、立憲民主体制の中で何世代にもわたって栄えている複数の教説から肯定されるものであるということであろう。クオモは、宗教上の価値を多くのアメリカ人が保有し、そうした教説にたまたま含まれる価値が一致するものがあり、それらが公共道徳を形成することを論じている⁽³³⁾。前章では、ロールズが宗教を含む包括的教説とは一致し

ない論点においても、公共的理性から導出される価値が有効であると論じていることを確認した。

だがここで確認しなければならないのは、ロールズが中絶を、様々な包括的教説が一致するような見解を導き出すことが困難な論点だと考えていたことである。加えて、ロールズが中絶を拒絶する例としてカトリックを提示していることから、重なり合うコンセンサスにおける中絶の論点、特にカトリックにとっての中絶の論点は難しいものであると認識していることも分かる。そう認識した上でロールズは、自身が述べるところの公共的理性を尊重することと整合性がとれていると主張しているのである。その論拠として参照指示されているのが、マレーが避妊を私的道德の問題であって公共道德の問題ではないと論じている箇所であり、クオモのノートルダム大学での演説なのだ。クオモは中絶においてすらも、(彼自身を含む)カトリック信徒を含む「アメリカ人」が独自の公共道德を創造することが可能であると考えている。ロールズも公共的理性を尊重すれば、そのような状態は可能であると認識している。このことから、ロールズは、この「公共的理性の理念・再考」註83において、マレーとクオモを肯定的に提示していると見てよいであろう。

さらに言えば、ロールズは、この註83に至る本文でカトリックの中絶を具体例として例示しているのは、マレーやクオモを念頭にロールズは記したと見ることもできるだろう⁽³⁴⁾。

4. ロールズ「私の宗教観について」

ここまで、クオモの公共道德とロールズの政治的リベラリズムに関係する二つの理念について特に見てきたが、最後にロールズの宗教観を簡単に確認しておこう。

ロールズの死後、トマス・ネーゲルが編纂したロールズの宗教に関する書籍が刊行された。この中に「私の宗教観について *On my Religion*」と題された論稿があり、彼の宗教観の変遷について述べられている。そこでは、彼は、母親が聖公会で父親が南部メソジストで、聖公会の教会に通う慣習通りの家庭に生まれ、大学の最後の二年間まで慣習的な宗教観であり、神学とその教説に惹かれ、戦争終了後に神学校に進むことを決意していたこ

となどが述べられている⁽³⁵⁾。そんなロールズが後にキリスト教の多くの教説をはねのけるようになっていく切っ掛けとして従軍中の第 32 師団第 128 歩兵連隊 F 中隊での 3 つの出来事をあげている⁽³⁶⁾。

1 つ目は、1944 年 11 月中旬のレイテ島で彼の所属する中隊が日本軍のいる街を観測可能な丘陵を占領していた際に、巡回で訪れたルター派の従軍牧師（中尉）が、神は米兵たちを防護し、彼らの弾丸で日本人を狙うというようなことを述べたことである。その牧師が兵士たちを慰めるために言ったとしても、キリスト教の教説がそのように用いられるべきでないというロールズは考えた。そのため、当時一兵士に過ぎないにもかかわらず士官であるその牧師を叱責した⁽³⁷⁾。

2 つ目は、1945 年 5 月のルソン島での友人ディーコンの死である。彼らは友人となり、連隊では天幕を共有していた。ある日、前任曹長（部隊等の下士官及び兵の最先任者であり、まとめ役を担い、その指揮官に直接意見具申できる立場）が、志願者を 2 名探していた。1 名は大佐（恐らくは連隊長）の敵情視察への同行であり、もう 1 名は負傷兵のための血液提供であった。ロールズとディーコンは、それらの任務に志願することにし、血液型が適合したロールズが血液を提供することになった。そして、大佐に同行したディーコンは日本軍の攻撃によって戦死し、ロールズは生き残った⁽³⁸⁾。

3 つ目は、ホロコーストである。ロールズは、1945 年 4 月に陸軍で上映されていた映画を見にいったときに、ホロコーストについて初めて知った。何百万ものユダヤ人をヒトラーから救わなかった神に対して、自身や家族、祖国といったロールズの大切なものを救うようにどうやったら祈れるだろうか。ロールズは、ホロコーストで神が正しい行ないをしていると解釈は出来ず、そう解釈しようとする試みはおぞましさと邪悪さを備えるものであると考えた。さらにしばらくすると、ロールズは、神の意志の至高性のアイデアもおぞましさと邪悪さを備えるものとしてはねのけるようになった。この 3 つ目は、ロールズにとっては特に大きな出来事であった⁽³⁹⁾。

この 3 つで分かるのは、徐々にその神への畏敬が無くなっていつの間にか失われていることである。1944 年 11 月の時点では、階級に関係なく相談などに応じる任務も付与されている従軍牧師が相手であるとはいえ、士官を叱責するほどにロールズには神のあるべき／用いられるべき仕方があり、その

仕方は神への畏敬の念が見られた。それが約半年の間に起こった出来事を切っ掛けとして無くなっていったのである。

特に1つ目の牧師への叱責は、①牧師の文言が特定の個人ではなく集団（部隊）を念頭においたものであることから、恐らく他の下士官・兵のいる場所でなされており、さらに②最初に階級を記載していないのにロールズ自身あえて「私は牧師（彼は中尉だった）を叱責した I upbraided the Pastor (who was a First Lieutenant)」⁽⁴⁰⁾とこの箇所では牧師の階級を記載している。このことから、士官であり聖職者である（という2つの観点から余計に敬意を必要とする人物である）その牧師に対して、下士官ですらない兵士のロールズは、著しく敬意の欠いた行動をしていたことが分かる。そして、恐らく、ロールズ自身そう伝わるように意図して記述をしている。

しかし、この時はまだ、神への畏敬はあった。その後、血液型が適合したという偶然によってロールズは生き残って大佐に同行した友人は戦死したこと、どう考えても神が正しいことをしたと言えないホロコーストが現実发生过っていたことなどを通じて、徐々に神への畏敬の念が失われていったのである。

マレーの存在を知っていたにもかかわらず、彼の一番有名な著作の内容を他の研究者に教えられたのは、こうしたことの影響もあったのであろう。

おわりに

本稿では、特に「公共的理性の理念・再考」を糸口に、マリオ・クオモの演説とロールズの思想の関連について検討してきた。その中で、判明したことで特に大きなことは、①マリオ・クオモの演説とロールズの思想、特に「重なり合うコンセンサス」と「公共的理性」には相当程度親和性があること、②マリオ・クオモは現実の立場（形而下）から論じている一方で、ロールズはあくまで自身の形而上の思想における理念として論じることに徹していること、③マリオ・クオモの演説の影響がどの程度あるかは分からないが、少なくとも、ロールズは、自身の論を展開する時にマリオ・クオモの演説を知っており、それを念頭に論じた箇所があることであらう。

クオモはカトリック信徒の政治家として論じている時点で、ロールズの想定する政治的リベラリズムの「当事者」と考えが完全に一致しない。しかしながら、(カトリックの教説のような) 包括的教説に従う政治家でも公共的理性に従った行動ができるという主張をロールズはしている。その実例としてマリオ・クオモはまさにうってつけの人物であった。特にノートルダム大学での演説は、ロールズの立場とは違うカトリック信徒の政治家の立場から詳しく論じられているにもかかわらず、ロールズの主張するものと合致するものだったのだ。

本稿の冒頭で2022年に連邦最高裁が中絶を合法とする判決を覆したときに、バイデン大統領が中絶の選択権を支持する主張をしたことは既に言及した。この判決が出るほぼ1年前の2021年6月、合衆国司教協議会において、バイデンのような中絶の選択権を擁護するプロチョイス政策を支持している政治家たちに対して聖体拝領を拒否することが議題として挙げられた⁽⁴¹⁾。この時は、当時の連邦議会下院議長ナンシー・ペロシもプロチョイス政策を支持するカトリック政治家であったことで、アメリカ政府のナンバー1とナンバー3が聖体拝領を拒否されるのではないかと話題になった。彼らは一貫して私人としては敬虔なカトリックであると主張しつつ、政治家としての立場で発する際には中絶の選択権を擁護し続けた。この聖体拝領の件が米国で話題となり話題となっている時に、バイデンとペロシは、別々の公務で訪れたヴァチカンで、それぞれ聖体拝領を受けている⁽⁴²⁾。

クオモ同様に、彼らも個人的には敬虔なカトリック信徒を自称しているが、政治家としてプロチョイス政策を支持してきたことで知られている。バイデンもペロシも、個人の信仰と職責を区別していると明示もしてきた。この公人としての職責における発言には、これまでのリベラル・カトリックの政治家たちの積み重ねてきたものがあり、バイデンとペロシの公私の区別を明示する態度は、そうしたリベラル・カトリックの築き上げてきた流れを受けたものと見ることができるであろう。

WASP (白人、アングロサクソン、ピューリタン) が優勢であった、そして多元化がさらに進んでいくアメリカにおいて、教皇の命令に従うのではないかという疑念をカトリック政治家は常に受け続けてきた。リベラル・カトリックの一見矛盾した公私の区別の背後には、多元主義社会で民主主義国家のアメリカにおいて、そうした疑念を払しょくしてその社会・

国家の一員として共に生きていくことができる人々であることを非カトリック信徒に認められるための苦悩がある。この苦悩の産物が本稿で見てきた公私の区別であり、ロールズのような具体例を挙げて考察することを全くしない研究者にも検討する価値があると考えさせるほどに学問領域でも影響力を保持するようになっているのである。

- * 本稿は、2023年6月に京都生命倫理研究会で実施した発表に加筆・修正を加えたものである。
- * ロールズの論文「公共的理性の理念・再考」の初出は1997年のJohn Rawls. 1997. *The Idea of Public Reason Revisited. University of Chicago Law Review.* 64(3): 765-807であるが、本稿では、邦訳の『政治的リベラリズム 増補版』に所収されている同論文の邦訳も参考にしたため、便宜上、2005年に出版された *Political Liberalism: Expanded Edition, Columbia University Press* 所収の同論文のページ数を記載した。また『政治的リベラリズム』の本文を〈PL:英文ページ=邦訳ページ〉、「公共的理性の理念・再考」を〈PR:英文ページ=邦訳ページ〉と表記することで区別をした。
- * 本研究で参照したカトリックの公文書は公式の邦訳に准じ、表記は慣例に従った。但し、読者の理解促進を目的として邦題がラテン語のカタカナ表記になっているものは、筆者の訳した邦題を記した。
- * 本稿において、強調はゴシック体に太字で表示した。
- * 本稿において、引用文中の筆者による補足は〔 〕で表記した。
- * 本稿は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2138 の支援を受けたものである。

注

- (1) *New York Times*. June 24. 2022
- (2) 田中 2017:255
田中は「貴重な事例」と述べる一方で、クオモが演説するきっかけとなった1984年の大統領選挙については一切言及していない。それにより、田中の論の展開は、「貴重な事例」が特にどのような事象を念頭において論じられたのかまで認識しないままなされたものとなっている。
- (3) PR:438=518
- (4) PR:480=571, 573

私は拙稿（2022）において、マリオ・クオモの演説の背景・内容・影響がどのようなものであったか既に詳しく論じた。

(5) Marray 1960:157-158

(6) *PL:lv=lx*

1996年版のペーパーバック版への序文にクオモについての言及があることは林芳紀氏に教示を受けた。

この序文の註33では、「公共的理性のアイデア」註83と全く同じ文面が記されており、その註の付された本文もほぼ同様の内容が記されている。

(7) Cuomo 1993:35

(8) ロールズは『政治的リベラリズム』の議論の基礎づけをしている段階である第一講義において、(統治権者たる)「当事者」について、「あらゆるものを含む後ろ盾となる枠組みの特徴や状況が取り除かれ、それらによって歪められることのないある観点——そこから、自由で平等と見なされる人々の間での構成な合意が結ばれ得るある観点」、すなわち、ロールズが「[無知のヴェール]と呼んできた諸特徴を有している原初状態」にあることを前提とすることを述べている (*PL:l-iii=28-30*)。

(9) *PR:480-481=570-572*

(10) *PR:480=570*

ここでロールズが述べている包括的教説とは、宗教、哲学、道徳上の教説などの個別の包括的な道徳教説のことであり、市民たちは相互に相容れない包括的教説に基づいては合意に達することはできないし、相互に歩み寄ることさえできないものであることを実感するものである。それに対して公共的理性は、立憲民主主義体制とその市民との関係並びに市民相互の関係を決定することになる基礎的な道徳的・政治的諸価値をもって深いレベルで規定するものであり以下のようなものである。

① 自由で平等な市民の理性としての公衆の理性

② 主題は、根本的な政治上の正義の諸問題に関わる公共善 (=憲法の本質的要素ならびに基本的正義の事柄)

③ 互恵性の規準を充たすものであると考えられる、理に適った政治上の正義の構想の一群によって、公共的な推論・理由付けの中で表現

(*PR:441-443=520-523*)

(11) *PR:480=798-799*

(12) *PR:480=572-573*

(13) *PR:438=517*

邦訳『政治的リベラリズム 増補版』の解説において、川本隆史は以下のよう

に記している。

この『政治的リベラリズム』の初版から3年経った1996年、第3部に第9講義(ハーバーマスへの返答)を加え、新たな序論を付したペーパーバック版が出版される。この増補をもって、各部3つの章(講義)からなる3部構成の『正義論』姉妹編の体裁を備えることになった。

『正義論』改訂版を1999年に上梓する前から、『政治的リベラリズム』の加筆修正にも着手していた著者だったが、2002年11月24日に心臓

発作のため逝去する。当人の遺志を継ぎ改訂プランの骨子を明示すべく、担当編集者への手紙（1998年7月14日付）および著者が同書の第六・第七講義に組み込もうとしていた「公共的理性の理念・再考」（初出『シカゴ・ロー・レビュー』1997年夏号）を第4部に追加収録した「拡大増補版」（expanded edition）——訳名は「増補版」とした——が、同じコロンビア大学出版より2005年2月28日に公刊された。本書はこれを底本としている（川本2022「解説」（Rawls 2005=2022所収）:584-585）。

- (14) PR:438=518
- (15) タナー 2003:154
- (16) 第二バチカン公会議『現代世界憲章』n.59
- (17) PR:440-441=520
- (18) PR:441=520-521
- (19) Cuomo 1993 :38
- (20) Cuomo 1993:38-39 強調原文
- (21) Cuomo 1993:39
- (22) PL:133-134=161-162
- (23) Rawls 1989:234-235
- (24) Rawls 1989:235
- (25) Rawls 1989:235
- (26) Rawls 1989:235
- (27) Rawls 1989:238
- (28) Rawls 1989:238-239
- (29) Rawls 1989:239
- (30) Rawls 1989:241
- (31) Rawls 1989:241
- (32) Rawls 1987:1
- (33) Cuomo 1993:38
- (34) ロールズは少なくとも『政治的リベラリズム』のペーパーバック版への序文を書いたときにはマレーの著作を認識していることから、その後執筆された「公共的理性の理念・再考」は当然マレーが何を論じたのかを知った上で記されている。
さらに、ロールズが他の研究者からマレーを教示されたことが、すなわちマレーの存在を知らなかったことまでを意味するものではない。川本隆史『ロールズ——正義の原理』の中には、1963年5月にニューヨーク大学で実施された哲学シンポジウムにロールズとマレーは参加しており、そして、ここではロールズが主張した（社会生活に参加し、そこから恩恵を受けている限りにおいて仲間の市民に負っている責務である）「フェアプレイの義務」に対して、マレーは、このロールズの主張する義務自体を問題化し、それが義務だとする説明の説得力が不十分だと主張したことなどが記されている（川本2005:102-104）。少なくとも、ロールズが文献を紹介される以前からマレーを認知していたことは明らかではあるが、ロールズがいつからマレーを認知していたのかは分からない。加えて、ロールズが参照指示したマレーの『我々が持っている真実——アメリカの命題に関するカトリックの考察』は1960年

出版であるが、「政治的理性の理念・再考」に記載されている通り、他の研究者から教示を受けるまで少なくとも該当箇所には気がついていなかったと見ることもできるだろう。

(35) Rawls 2009:261

(36) Rawls 2009:262-263

(37) Rawls 2009:262

(38) Rawls 2009:262

「先任曹長 *First Sergeant*」は部隊等の指揮官の直接の部下であり、部隊の業務全般で部隊長に下士官及び兵の先任者として意見具申できる特別な地位にある（通常の下士官・兵と連隊等の部隊指揮官の間には、分隊長や小隊長などの各級指揮官が間に入り、指揮系統を通じて伝達される）。

一方で、私の陸上自衛隊での（普通科中隊及び連隊を含む）幹部自衛官としての勤務経験も踏まえると、（混乱を避けるために緊急の場合等を除いて）通常は上級部隊の指揮官だとしても隷下部隊の各級指揮官に伝達することなく、直接下士官・兵を引き抜いていくこともあまりしない。まして、連隊の先任曹長が、隷下部隊（大隊／中隊／小隊）の指揮官を差し置いて、兵を勝手に運用することは余計しないし、それらの指揮官の部隊の隊員を勝手に引き抜くようなことをするなど、さらにあり得ない（そのようなことをすると、当該部隊内で行方不明扱いされたり（戦場であれば敵の斥候等による活動の兆候の可能性なども検討して判断・行動するだろう）、その部隊の人員の配置・交代等の計画に著しい支障をきたしたりして混乱を生じさせたりするなどの可能性があるため）。

当時から現在まで、米軍の部隊編制で連隊に存在する大佐は連隊長のみであるため、ここで出てくる「大佐」は連隊長であると思われる。加えて、同時期に 128 連隊の連隊長であったマール・H・ハウ大佐は、偵察中にロールズが言及したのと同じ丘で迫撃砲の攻撃を受けて負傷しながらも部隊を指揮し、敵の洞窟の閉塞や敵の迫撃砲部隊の撃破、負傷兵に対する第一線救護等により殊勲十字章を授与されている（Headquarters, United States Army Forces-Pacific, General Orders No. 53 (July 16, 1945)）。この状況は、ロールズが述べているディーコンが同行して死亡した状況に酷似している。

ここで、さらに注目したいのは、ロールズはディーコンと共にした天幕を“*at tent at Regiment*”としており、1つ目の出来事では中隊に所属していたことを述べていることから、あえて「連隊で *at Regiment*」としていると見ることが出来る。そうすると、ロールズの当時の所属は連隊の本部等であったか、連隊の本部業務等の支援のために中隊から連隊に差し出された一兵士であったとも考えられる。さらに連隊長への随伴任務であることを考慮すると、この先任曹長は、連隊の先任曹長の可能性が高い。加えて、本部の警備等の運営は先任曹長が担うことがあることも踏まえると、このロールズの当時の状況は、連隊長が敵情を直接確認するための指揮官偵察をすることになり、連隊の先任曹長が（隷下部隊に要請しなくともすぐに運用可能な手空きの）連隊本部の要員の中からすぐに随伴可能な人員を探していたものであると思われる。

小泉義之はこの2つ目の出来事の箇所を訳出している。この訳において“*First Sergeant*”を「軍曹」と訳しているのは上記より、他の下士官と区別が必要であ

り不十分であると言える。また、(迫撃砲の攻撃を受けるとすぐに)「彼らは壕に飛び込んだが、直後に迫撃砲が着弾して彼らは殺された」と訳されている箇所の原文は“*They jumped into a foxhole and were immediately killed when a mortar shell also landed in it*”となっており、文脈上は「大佐」も一緒に死亡したように読める文章となっている(小泉 2018:140; Rawls 2009:262)。英語の原文でも、この部分の「彼ら」は大佐とディーコンを含むこの任務の一行のことを指して述べていると読むことが出来る。しかしながら、同じ時期に同じ状況が別の大佐に生起することは考えにくく、同じ時期・場所で「大佐」が死亡した記録は発見できなかった。そのため、ここの「彼ら」は、ロールズの記憶の錯誤、もしくは、大佐に同行した他の将兵のつもりでロールズは記載した可能性が高い。ここで「ディーコン」と訳した“*Deacon*”には(カトリックの)「助祭」や(聖公会やその他のプロテスタントの)「執事」の意味もあるが、ファミリーネームかそうした職位か完全には判別できなかった。戦闘員としての任務を聖職者にまかせるとは考えにくいこと、頭文字が大文字であるため恐らくファミリーネームであろうこと、魚躬(2013)や小泉(2018)などの先行研究もファミリーネームと判断していることからファミリーネームとした。

(39) Rawls 2009:262-263

(40) Rawls 2009:262

(41) *New York Times*. June 14, 2021

(42) *New York Times*. November. 17, 2021; *Washington Post*. June. 30, 2022

バイデンは司教協議会で結論が出される2021年11月17日より前の11月10日、ペロシは彼女の地元のサンフランシスコ大司教のサルバトーレ・J・コルディエオン大司教が聖体拝領を認めないことを示した(そして、連邦最高裁がロウ判決を覆した2022年6月24日の後の)6月29日にそれぞれ教皇のミサで聖体拝領を受けている(サンフランシスコ大司教が聖体拝領を認めた記事は、*Washington Post*. June. 30, 2022)。

文献

日本語文献

池端 祐一郎 2022 「84年大統領選挙におけるマリオ・クオモの演説——政治家の信仰と職責」『共生学ジャーナル』6:106-129。

魚躬 正明 2013 「ロールズの遺稿「私の宗教観について」を読む——政治的リベラリズムにおける宗教的寛容」『成蹊大学法学政治学研究』39:17-46。

川本 隆史 2005 『ロールズ——正義の原理』講談社。

小泉 義之 2018 「生還者の自尊——善の希薄理論のために」井上 彰編『ロールズを読む』pp. 124-145、ナカニシヤ出版。

タナー、ノーマン 2003 『教会会議の歴史——ニカイア会議から第2バチカン公会議まで』野谷 啓二訳、教文館。

- 第二バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会 2013 「現代世界憲章」『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』カトリック中央協議会。
田中 将人 2017 『ロールズの政治哲学』風行社。

外国語文献

- Cuomo, Mario. 1993. Religious Belief and Public Morality: A Catholic Governor's Perspective. *More Than Words – The Speeches of Mario Cuomo*. pp. 32-51. St. Martin's Press.
- Murray, John Courtney. 1960. *We Hold These Truths: Catholic Reflections on the American Proposition*, Sheed and Ward.
- Rawls, John. 1987. The Idea of an Overlapping Consensus. *Oxford Journal of Legal Studies*. 7(1):1-25.
- . 1989. The Domain of the Political and Overlapping Consensus. *New York University Law Review* 64(2):233-255.
- . 1996. *Political Liberalism*, Columbia University Press.
- . 2005. *Political Liberalism: Expanded Edition*, Columbia University Press (= 2022 『政治的リベラリズム 増補版』神島裕子・福間聡訳、筑摩書房)
- . 2009. On My Religion. Thomas Nagel eds. *A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith (A Senior Thesis, 1942) with "On My Religion"*. pp.259-269. Harvard University Press.